

# はじめに

## ○ 計画策定にあたって

---

### 1. 計画策定の趣旨

我が国では、依然として出生数の低下や出生率の減少による少子化が進んでおり、合計特殊出生率は平成 25 年で 1.43 と人口を維持するために必要である 2.08 を下回っています。

その背景には経済状況や就労状況における仕事と子育ての両立の難しさや理想とする子どもの数を持っていないことによる出生数の低下、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行などがあげられています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成 24 年には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの養育支援等を総合的に推進していくこととしています。また、平成 25 年 6 月に少子化社会対策会議で決定された「少子化危機突破のための緊急会議」に基づき、切れ目のない結婚・妊娠・出産支援等、継続的な少子化対策が進められています。

本町においても、平成 22 年に策定した「北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」に基づき、子育て支援の社会づくり・子どもたちの笑顔づくり・ニーズに応える保育サービスづくりを重点に掲げ、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、新制度における施設型給付・地域型保育給付に基づく幼児期の教育・保育の提供、地域の子育て支援の一層の充実などの取り組みを総合的に推進するとともに、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「北広島町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定しました。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の概要

### (1) 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことをいいます。

### (2) 子ども・子育て支援新制度がめざすもの

「子ども・子育て支援新制度」において国がめざす内容は次のとおりです。

#### 国が「子ども・子育て支援新制度」でめざすもの

##### ■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善をめざします。具体的には、「幼保連携型認定こども園」という類型の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡略にすることによって、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図るものです。

※「認定こども園」には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型があります。

##### ■保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善

少子化が進む一方で、0～2歳の低年齢児の入所率が高まっているなど、保育需要が高まっています。そのため、職員の処遇や配置の改善を図るなど教育・保育の質を確保しながら、待機児童の解消や潜在的な保育ニーズに対応できるよう、保育定員の拡充をめざします。

また、都市部における待機児童の増加及び待機児童の約8割が0～2歳の低年齢児となっていること等の課題や、子どもが減少傾向にある地域で、施設の維持が困難になっている課題等に対し、小規模保育や家庭的保育等さまざまな手法への財政措置を導入して、保育の量的拡充・確保に努めます。

##### ■地域の子ども・子育て支援の充実

核家族化の進行やひとり親家庭の増加等、子育て家庭の支援に関するニーズは多様化しています。そこで、地域型保育の事業所は、認定こども園等と連携し保育内容の充実を図るとともに、「地域子ども・子育て支援事業」において、利用者支援事業の創設や、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり等の既存事業を充実し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

### 3. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、今後は子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとします。

本計画は、「北広島町長期総合計画」をはじめとして、「健康増進計画」「障害者福祉計画・障害福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。

### 4. 計画の期間

子ども・子育て支援法では、平成27年度を初年度とする5年を1期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画においても平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間として策定するものです。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）									
					北広島町子ども・子育て支援事業計画				

## **5. 住民参加と情報公開**

### **(1) ニーズ調査の実施**

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、小学校6年生以下の児童を扶養しているすべての家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するために「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

### **(2) 「北広島町子ども・子育て会議」の開催**

本計画を策定するにあたり、町内の各種団体の代表等で構成される「北広島町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

### **(3) パブリックコメントの実施**

本計画を策定するにあたり、計画案をホームページ等で公表するパブリックコメント（町民意見公募）を実施（平成27年2月12日から2月23日）し、把握した町民の意見・要望の計画への反映に努めました。